

## 2. 2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

国が示した「海岸保全基本方針」は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の「海岸の保全に関する基本的な理念」の項に、**安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている**、とある。

この方針を踏まえ、加越沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在りかたを、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる加越沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現にむけて設定される防護の目標を示す。

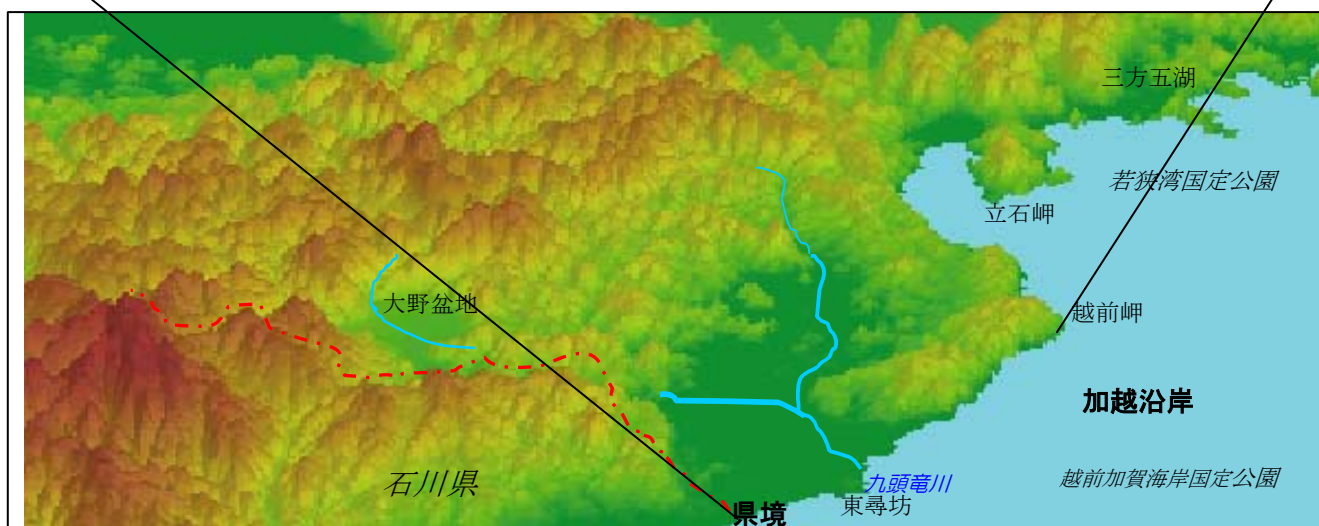
### 2. 2. 1 海岸保全の方向

#### 個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と

#### 地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり

・加越沿岸においては、美しく自然豊かな日本海が創り出した勇壮な景勝を誇る岩礁海岸の保全や、天然の防災機能を有し多様な生態系の重要な生息・生育環境となっている砂浜の保全・回復によって安全で豊かな海岸づくりを図ります。

・また、海岸は、地域の環境と郷土を形づくり、さらに地域内外の交流の場ともなっていることから、加越沿岸が有する貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として、その保全に取り組みます。



## 2. 2. 2 加越沿岸の海岸防護の目標

### (1) 防護すべき地域

加越沿岸海岸保全基本計画の対象区間である石川県境から越前岬に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

### (2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても加越沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風の来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾、石油備蓄基地等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。



福井港海岸  
における越波状況

## 2. 2. 3 防護・環境・利用に関する施策

### (1) 海岸の防護に関する施策

#### ～低地における越波・越流対策～

- ① 海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上  
局地的な低地における高波浪による越波・越流に対し、沖合施設と組み合わせるなど、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。
- ② 自然の防災機能の活用  
砂浜のもつ「自然の消波機能」を活用した効果的な海岸保全の検討を行う。
- ③ 防災・避難体制の整備  
高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。

#### ～海岸侵食への対応～

- ④ 砂浜の保全・回復  
砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜等の面的防護方式により、砂浜の回復を図る。
- ⑤ 総合的な土砂管理への取組み  
海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取組みを行う。
- ⑥ 沿岸域漂砂の連続性と動向を勘案  
砂の移動する範囲全体において、土砂収支の現況を踏まえ、沿岸域漂砂の連続的な移動に配慮し、広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、各砂浜海岸特有の砂の動向や隣接する地域への影響を勘案して適切な施設配置を行う。

### ～海岸保全施設の機能維持～

#### ⑦ 海岸保全施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には整備後 30 年以上を経過しているものも含まれており、今後、施設の老朽化や機能の低下等への対応が必要となってくる。そのため、海岸保全施設の適切な維持管理を行い、既存施設の耐久性の向上および機能維持に努める。

### ～侵食や越波・越流状況の把握～

#### ⑧ 侵食や越波・越流状況の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

#### 低地における越波対策



海岸侵食への対応

(居倉海岸)



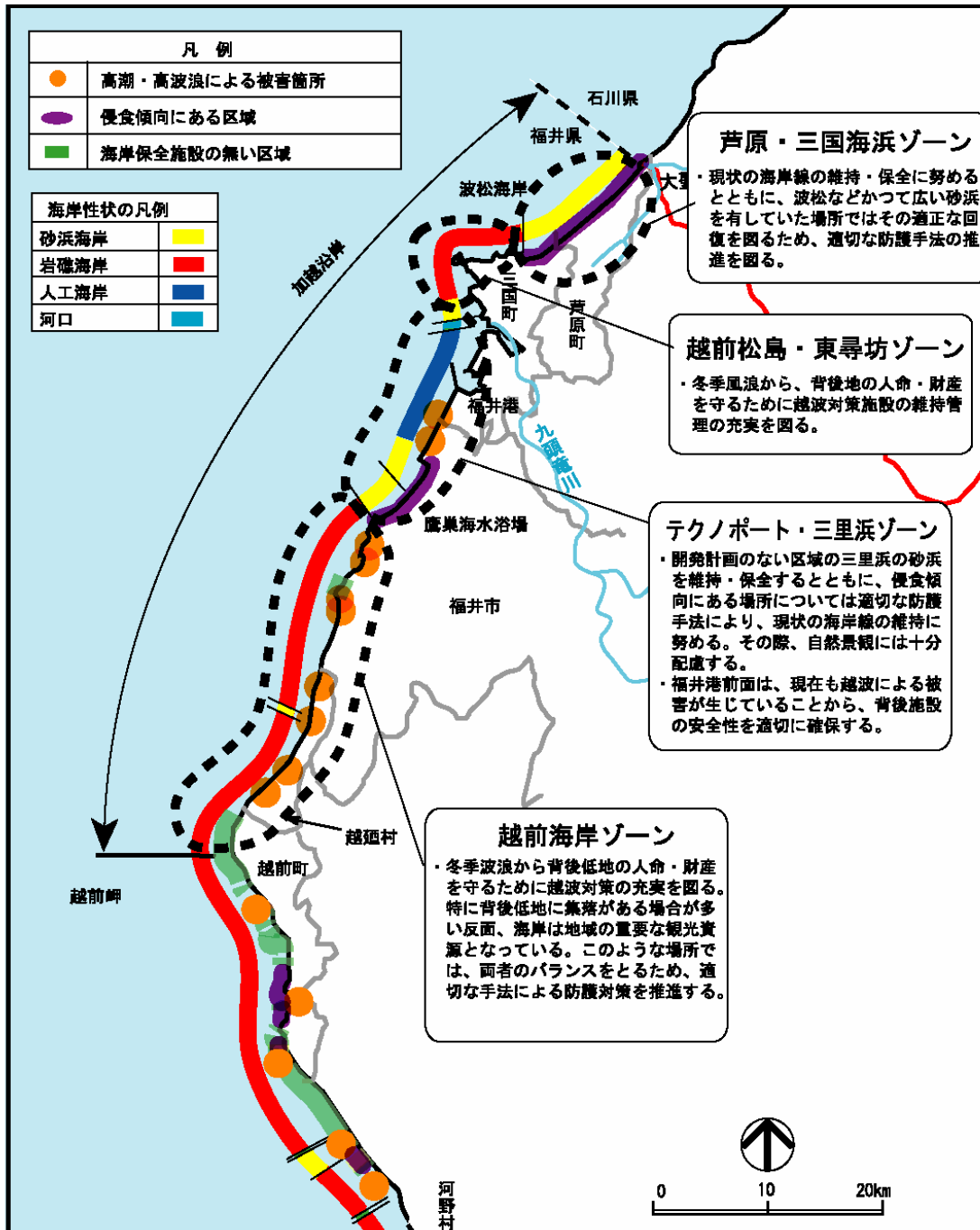
(浜地海岸)

海岸侵食への対応としてモニタリングが必要な海岸



(波松海岸)

## 防護施策図



## (2) 海岸環境の保全に関する施策

### ～生物の生育および生息環境への配慮～

#### ① 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜、砂丘を有する汀線近くのハマヒルガオ、コウボウムギーハマニガナ群落やケカモノハシオニシバ群落などの貴重な海岸植生およびその生育環境の保全に配慮する。

#### ② 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮

岩礁海岸ではイソヒヨドリ、ウミネコ、カモメ、ウミウ等の鳥類やオガサワラチャイロカミキリを始めとする昆虫類等多様性に富んでいる。三里浜等の砂浜ではコチドリ、ハマシギ等の鳥類やキアシハナダカバチモドキをはじめとする昆虫類等の多様性に富む生物が生息していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息環境に配慮する。

#### ③ 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮

砂浜部を除く加越沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類等の産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

### ～良好な海岸景観の保全～

#### ④ 岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮

東尋坊一帯をはじめ白浜～鮎川海岸、小丹生海岸等に見られる地形・地質的に貴重な柱状節理、海食岩等の自然景観は名勝として知られ、また、雄島の西海岸に発達する板状節理などの景観は越前加賀海岸国定公園の特別保護地区に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観の保全に配慮する。

#### ⑤ 砂浜、海岸林が一体となった自然景観への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、浜地、浜住等の砂浜や海岸林のそれぞれの景観、さらにそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観の保全に配慮する。

### ～自然環境に対する人為的影響の緩和～

#### ⑥ 自然環境に対する人為的影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

#### ⑦ 油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

#### ⑧ 環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

### ～砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

#### ⑨ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

#### 砂丘植生



#### ハマシギ

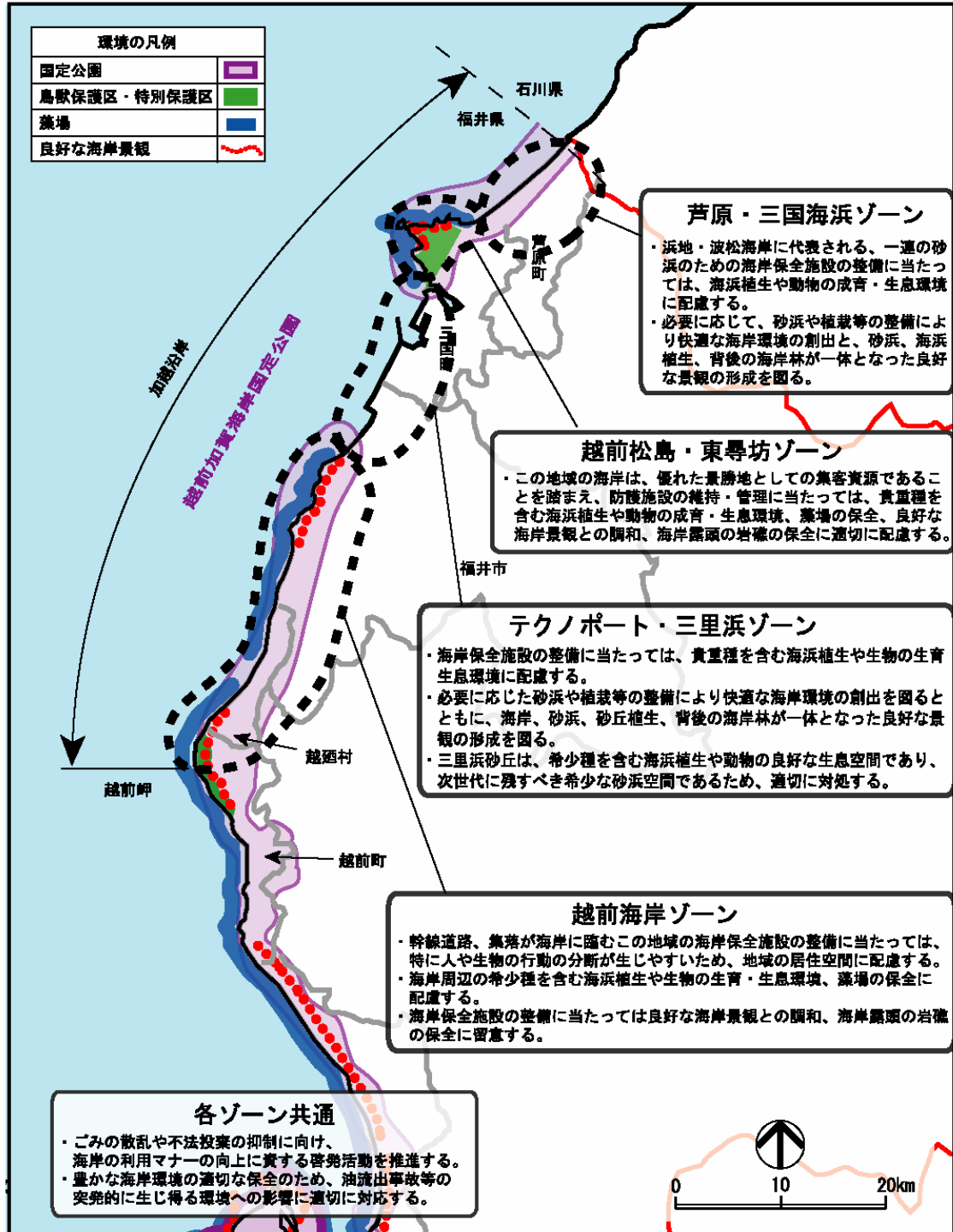
(三里浜)



#### 海岸に散乱するごみ



環境施策図





### (3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

#### ～周囲と調和した海岸の整備～

##### ① まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町村の地域整備計画など、まちづくりの動向を踏まえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

#### ～海辺における快適性・利便性の向上～

##### ② 水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要性に応じて、階段やスロープ等の設置を推進し、アクセスの向上を図る。

##### ③ 多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

##### ④ 快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、必要に応じ関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見を反映させた利便施設の整備を推進する。

##### ⑤ 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町村、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの、海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

##### ⑥ 高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸施設の整備に当たっては、バリアフリー化を推進する。

⑦ 海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）の発信を積極的に推進する。

～海岸愛護思想の普及～

⑧ 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設



(越廼村：越前水仙の里公園)

アクセス路の整備



(東尋坊)

海岸の利便施設



(浜住海岸)

利用施策図

